

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	47 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年12月まで
② 昭和55年7月から同年12月まで

年金の受給準備のために社会保険事務所（当時）に行ったとき、昭和55年7月から同年12月までの期間が未納期間になっていると言われ疑問を持ち、私と夫の記録を調べてもらったところ、昭和54年4月から同年12月まで（申立期間①）と昭和55年7月から同年12月まで（申立期間②）の期間について、夫は納付済みであるが、私は未納となっていることを教えてもらった。

昔のことではっきり思い出せないことも多いが、申立期間①の国民年金保険料については、夫の保険料と一緒にA市役所B支所で納付し、申立期間②の保険料については、当時自営業であったので、自宅に定期的に来ていたC銀行D支店の行員に保険料を預けて納付してもらっていたと思う。

当時私は、期間の区切られた納付書で過去の国民年金保険料を3か月単位で区切って納付していた記憶が有り、申立期間②の保険料もこの時期に納付していたと思うが、納付書の枚数及び納付書をどのようにして手に入れたかの記憶は無い。また、国民年金の加入手続に関する記憶も無い。

申立期間①については、金銭出納帳及びノートが、申立期間②については家計簿が出てきた。はっきりとした記憶は無いが、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと思うので記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人は申立期間②直前の昭和55年1月から同年6月まで（6か月）の国民年金保険料を、3か

月単位で過年度納付していることが、また、申立期間②直後の56年1月から同年3月までの保険料を58年4月に、56年4月から同年9月までの保険料を58年7月に、56年10月から57年3月までの保険料を59年1月に、それぞれ過年度納付していることが確認でき、期間の区切られた納付書で過年度納付していたとする陳述と符合する。

また、申立人から提出された申立期間②当時の家計簿を見ると、昭和57年11月及び同年12月の欄に「年金11,310円」と記載されていることが、58年4月には、差引残額欄に記載されている「35,350円」から矢印を引っ張って「△11,310 国ネン」と記載されていることが確認でき、申立人がこの金額の国民年金保険料を、少なくとも3回納付したものと推定できる。家計簿に記載されている保険料の金額は、55年4月から56年3月までの月額保険料額の3か月分の金額に相当しているが、申立人に係る特殊台帳の同期間の納付事跡は、55年4月から同年6月までの3か月及び56年1月から同年3月までの3か月の2回のみであり、1回分が不足している。

さらに、申立人は、申立期間②当時の国民年金保険料の納付方法について、「自営業の関係で定期的に家に来ていたC銀行D支店の行員に預けて納付してもらっていたと思う。」と陳述しているところ、C銀行D支店は「昭和55年当時、営業担当者が銀行窓口で処理できる納付書等を顧客から預かり、銀行に持ち帰って処理し、後に領収書を顧客に返すことは普通に行われていた。」としており、申立人の陳述と符合している。

加えて、申立期間は6か月と短期間であり、前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化も見られない。

これらの状況から、申立人は申立期間②の国民年金保険料を、時効が成立する昭和58年1月までに過年度納付したと考えても不自然ではない。

申立期間①について、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年10月12日に、E市F区で払い出されていることが確認できる上、申立人に係る同区の国民年金被保険者台帳を見ると同年10月12日に作成されていることが確認できることから、申立人がこのころに、国民年金の加入手続を行ったことが推定でき、申立内容と符合しない。

また、この時点で、申立人は申立期間①の国民年金保険料を時効により制度上納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、A市地域を管轄するG社会保険事務所（当時）が保管していた国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が提出した申立期間①当時の金銭出納帳及びノートを確認し

たが、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す記録は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 12 月ごろ、店の客から国民年金の話聞き、25 年間国民年金保険料を支払わないとそれまで支払ってきても年金がもらえない制度だと知り、妻が今加入して納付を始めないと年金受給権が確保できないと分かったので、慌てて区役所に行き、夫婦二人分の加入手続をし、二人分の保険料が納付漏れにならないように自宅に家業の件で来ていた A 銀行の外交員の方に口座振替の手続をしてもらい、私の口座から夫婦二人分の保険料を金額は忘れたが自動引き落としで納めてきた。それなのに私の分だけ申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金の加入手続時期をみると、昭和 57 年 11 月 10 日に B 市 C 区で国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合している。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付可能な期間となっている上、申立人の妻は同期間の保険料を 3 回に分けて過年度納付していることが申立人の妻に係る特殊台帳から確認できる。

さらに、申立人及びその妻に係る D 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間後の昭和 60 年度から平成元年度までの期間は夫婦同一日で納付されていることが確認でき、夫婦の納付状況は同一であったことが推定できる。

加えて、申立人及びその妻は国民年金に加入した昭和 57 年度以降の国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さが認められる。

これらの状況から、申立人が申立期間の国民年金保険料をその妻と同様に 3 回に分けて過年度納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 52 年又は 53 年に国民年金の加入手続をし、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってきた。申立期間の納付方法は、集金人に夫婦二人分の保険料を支払った。当時の保険料額などについて明確な記憶は無いが申立期間の保険料が妻は納付済みとされており、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の納付記録を見ると、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続を行った昭和 53 年 4 月以降、申立期間を除き両者の納付行動は一致していることが確認できる上、申立期間を除き未納が無く、51 年 1 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料を特例納付又は過年度納付するなど、保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 8 か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人及びその妻の生活状況に変化が無く、前述のとおり、申立期間を除き納付行動が一致していることを踏まえると、申立人の妻が、申立期間について、自身の国民年金保険料のみを納付していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月

私は、国民年金の第3号被保険者であったが、平成8年2月に夫が亡くなったので、A市役所で国民健康保険及び国民年金の手続をした。

国民年金保険料については、納付した時期、場所及び金額などの納付の詳細は覚えていないが、納付書で申立期間の保険料を納付した。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が死亡した平成8年にA市役所で国民健康保険及び国民年金の手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更について、申立人の夫の死亡した翌日である平成8年*月*日となっていることが確認できる。また、A市の国民健康保険の電算記録画面より、申立人は同年2月22日に国民健康保険の加入手続を行い、同年2月10日に資格を取得していることが確認でき、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人は、昭和61年4月に国民年金に加入した後、申立期間を除き未納期間はなく、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、オンライン記録を見ると、平成8年6月24日に納付書が発行された記録が確認できることから、発行時点において申立人は当該納付書で申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったことから、申立人の納付意識の高さを踏まえると申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年7月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

私は、20歳の時に市役所に行き国民年金の加入手続をした。当初、月額100円程度の国民年金保険料を納付していたが、保険料が変更になるころから納付を滞らせていた。まだ独身で30歳であった昭和51年ごろに一括して保険料が納付できると知り、今までの未納分をすべて納付することにした。ただし、高額になるので4回程度に分割して納付した。姉もその納付の話を覚えている。

申立期間①は申請免除の記録とされているが、当時、会社勤務しており収入も良かったので免除の申請をするはずがない。

また、結婚後の申立期間②について、私は、免除申請をしたとはっきりした記憶は無いが、当時国民年金が未納扱いにならないような手続きを市役所でした覚えはあり、未納は無いと長年思っていたし、市役所及び社会保険事務所（当時）から納付の督促及び免除の取消しの連絡を受けた覚えは無い。簡単に年金の記録を付けたり外したりするのは、勝手すぎると思う。

申立期間①が免除、申立期間②が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していない時期もあったが、未納であった期間の保険料を30歳であった昭和51年ごろにさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、昭和

41年4月から同年12月までは検認印が確認できるが、42年1月以降の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無く、印紙検認台紙も切り取られていないことが確認できることから、申立人は申立期間①の国民年金保険料を現年度納付していなかったことがうかがえる。

また、申立期間①は免除記録とされているが、申立人は申立期間①について免除申請した覚えが無いと陳述しているところ、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間①直後の昭和44年8月から48年3月までの期間は当初申請免除であったが54年8月に追納された記録となっており、陳述と符合しない。

さらに、申立期間①直前の昭和42年1月から43年3月までの期間は上記追納と同月の54年8月に特例納付していることが特殊台帳から確認できるが、これらの納付時点において申立期間①の国民年金保険料は10年の追納期限経過のため追納できず、また、特例納付に関しても、申立期間①は申請免除期間であることから、特例納付の対象期間外となり保険料を納付できなかったものと考えられる。

申立期間②について、申立人は未納の記録ではなかったはずであると申し立てしているところ、特殊台帳を見ると申立期間②のうち、昭和58年度欄には「59催」のゴム印が押されていることが確認でき、何らかの事情により申立人の国民年金保険料の納付が滞っていたことがうかがえる。

しかし、申立期間②のうち、昭和59年度及び60年度について、特殊台帳及び市の納付記録照会画面を見ると、当該期間は強制加入の被保険者として管理されるとともに、申請免除の記録となっていたことが確認できるが、オンライン記録を見ると当該期間の免除記録は、申立人が任意加入被保険者であったことが判明したため平成15年7月に取消処理され、免除から未納へと記録が修正されていることが確認できる。このことについて、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、約20年の長期間にわたり醸成されてきていたものであり、当該期間について、強制加入期間でなかったことを理由として、免除期間と認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年12月まで

私は、昭和54年に自営業を開業し、妻と一緒に国民年金に加入して以来、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を区役所で一緒に納付してくれていた。

申立期間は、妻が国民年金保険料を納付済みであるのに、私だけ未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年10月に申立人の妻と連番で払い出されている上、オンライン記録により夫婦の納付日が確認できる平成9年4月以降の国民年金保険料は、すべて同一日に1年前納していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められるところ、申立期間については、妻は保険料を納付済みである。

また、申立人は、申立期間直後の昭和61年1月以降、申立人の妻については、申立期間を含む57年4月以降、現在まで国民年金保険料を完納していることから、申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間における申立人の妻の納付状況をみると、申立期間のうち、夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で現年度納付が可能な昭和57年4月から58年3月までの1年間は、国民年金保険料を現年度納付していることから、妻が、この間、国民年金の加入手続を一緒に行った申立人の保険料と一緒に現年度納付しない理由は見当たらないほか、申立期間のうち、同年4月以降の期間については、60年3月及び61年8月に、保険料をまとめて納付していることが確認でき、納付回数が2回と少ない上、当時は、国民年金法

の改正時期であるとともに、社会保険事務所(当時)においては、国民年金被保険者の記録管理が被保険者台帳からオンライン記録へ移行した直後であり、事務が輻輳^{ふくそう}していたことが推測されることなどを踏まえると、妻と一緒に保険料を納付した当該期間に係る申立人の納付記録が、何らかの理由により、欠落した可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年8月まで

私が20歳になったころ、A市の実家に、市役所から私の「国民年金の加入のお知らせ」が届いたので、母が市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

私は、当時大学生で収入も無く、実家を離れてB市C区に居住していたので、国民年金に加入後は、私が会社に就職するまで、母が実家で私の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後における被保険者の納付状況から、申立人に係る国民年金の加入手続きは、申立人が20歳に到達した平成5年*月下旬に実家のA市において行われたものと推定されるとともに、同年*月以降、申立人が会社に就職する前月の8年7月まで、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることから、この間、実家で申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立人は、大学に入学したとする平成4年4月当時から実家を離れ、B市C区に居住していたとしているところ、申立人に係る同区の被保険者名簿を見ると、その約3年後の7年1月に転入したことが記載されている上、申立人のオンライン記録によると、転入手続前の6年4月22日に、同年4月から申立期間直前の7年3月までの国民年金保険料を1年前納していることから、申立期間を含む同年4月以降に係る保険料の納付書については、A市の実家には送付されず、申立人が居住するC区に直接送付されてくるものと考えられる。

そこで、申立人及びその母親に当時の事情を詳しく聴取したところ、申立人

は、当時は自身で国民年金保険料を納付することは無く、C区の自宅に納付書が送付されてきたのであれば、大学の夏休み等を利用して実家に戻った際、母親にすべて渡していると思うと陳述するとともに、母親も、申立人から納付書を受け取れば、必ず保険料を納付していると陳述しており、同区が保管する申立人の保険料収納一覧表を見ると、夏休み後であり申立期間直後の平成7年9月から8年8月（平成8年8月の保険料は、厚生年金保険被保険者期間との重複納付が判明し、10年7月に還付済み）までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、これらの陳述内容を裏付けている。

また、申立人のオンライン記録を見ると、社会保険事務所(当時)が平成8年7月8日に過年度保険料の納付書を作成した事跡が確認できることから、この時点において、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が存在しないことから、当該納付書は、申立期間に係る過年度保険料の納付書であるものと考えられる上、申立期間は5か月間と短期間であることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人の母親が、申立人から受け取った当該納付書で申立期間の保険料を過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年12月までの期間、55年1月から同年6月までの期間及び同年10月から56年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年12月まで
② 昭和53年1月から同年12月まで
③ 昭和54年1月から同年12月まで
④ 昭和55年1月から同年6月まで
⑤ 昭和55年10月から56年12月まで

私は、中学校を卒業後、父の経営する個人事務所を手伝っていた。

私自身は国民年金に興味は無かったが、姉が加入手続及び国民年金保険料を納付してくれ、また、昭和54年10月に結婚してからは妻が保険料を納付してくれたはずである。

昭和55年7月から同年9月までの3か月は納付になっており、3か月分だけ納付するはずがない。

また、手元に保存している確定申告書の控えの社会保険料控除欄を見ても金額が記載されているため、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月に結婚するまでは姉が、結婚後は妻が、それぞれ申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、47年4月28日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②、④及び⑤の保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間④及び⑤に挟まれた昭和55年7

月から同年9月までの国民年金保険料については納付済みとなっている。

さらに、申立人が所持する昭和53年、55年及び56年の確定申告書の控えの社会保険料控除欄を見ると、申立期間②、④及び⑤の国民年金保険料が記載されているところ、その金額は、いずれも当時の保険料額と一致している。

加えて、申立人の昭和54年から平成5年までの確定申告書の作成、指導を受託していたとする税理士は、社会保険料控除欄については、基本的に領収書に基づいて記載していたが、領収書が無くても、納付を示すメモがあり、依頼人へ確認した上で内容が正しいものと思われるものについては記載していたと証言している。

これらのことから、確定申告書の控えに記載のある申立期間②、④及び⑤の国民年金保険料については、納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書の控え等)は無く、申立期間③については、昭和54年の確定申告書の控えの社会保険料控除欄に記載が無い。

また、申立人は、申立期間①及び③の国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立期間①及び③のうち昭和54年1月から同年9月までの保険料の納付を担っていたとする姉も、保険料の納付をめぐる事情については覚えていないとしており、また、申立期間③のうち、同年10月から同年12月までの保険料の納付を担っていたとする妻も、納付書で納付したことはあるものの、その詳細については覚えていないとしている上、姉及び妻のオンライン記録を見ても、申立期間①及び③の保険料は未納となっており、申立人が申立期間①及び③の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年12月までの期間、昭和55年1月から同年6月までの期間及び同年10月から56年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から同年12月まで

昭和51年8月に会社を退職後、市役所窓口において、自分自身で国民年金の再加入手続と申立期間の国民年金保険料についての免除申請を行ったはずである。

以前から、国民年金保険料について、会社を退職後は保険料を支払えない時期もあったので、何回となく役所に出向き、免除申請の手続を行ってきた。

昭和62年1月及び同年2月並びに平成2年1月から同年3月までの期間については、当初は免除期間ではなく、未納期間とされていたが、自宅から当該期間に係る免除申請承認通知書のはがきが見つかったため、今年になって記録を訂正してもらった。

申立期間の国民年金保険料についても、免除申請手続をした詳しい状況についてははっきりとは覚えていないが、ほかの期間と同様に、会社を退職後すぐに免除申請の手続をしたはずである。

申立期間についてのみ、免除記録とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、陳述のとおり、昭和56年4月から平成22年6月までの期間において、9回にわたり免除申請手続を適切に行っていることが確認でき、申立期間を除き未納期間は無い。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、平成元年5月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間についても離職に伴い国民年金保険料の申請免除が可能であったものと考えられる。

さらに、昭和62年1月、同年2月及び申立期間直後の平成2年1月から同

年3月までの期間については、申立人が免除申請承認通知書を所持していたことにより、いずれも22年3月になって、記録訂正されていることが確認できるなど、申立期間当時の免除承認に係る事務処理が適切に行われなかった可能性も否定できず、申立期間の国民年金保険料についてのみ、免除承認が行われなかったとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

大阪国民年金 事案 4701

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月まで

国民年金の加入手続をした時期は定かではないが、母が、A市B区役所で手続をしてくれたはずである。

私が現在の勤務先へ勤め始めた昭和 54 年 9 月からしばらくして、過去 1 年ほどの未納期間分について、納付催告の通知が送られてきたので、母が区役所へ相談に行き、さかのぼって納付できる期間の国民年金保険料の納付書を発行してもらい、まとめて銀行で納付したはずである。

また、さかのぼって納付したのはその 1 回だけのはずだと思う。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和 54 年 4 月 10 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間である 52 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金保険料は、すべて現年度納付しており、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、特殊台帳を見ると、申立期間のうち、昭和 53 年度欄に「54 催」と納付催告の記録があり、納付書が発行されていたことが確認でき、申立内容と符合する。

加えて、申立人の母親は、1 年ほどの期間について、催告通知が送られてきたので、自身で区役所へ行き、さらに 1 年ほどの期間について新たな納付書を

作成してもらい、合わせて2年程度の期間をまとめて自宅近くの銀行で納付したことなどについて、具体的かつ詳細に記憶している一方、特殊台帳を見ると、加入当初の納付記録はすべて現年度納付となっていることからみて、国民年金に加入した当初、一度だけさかのぼって納付したとする申立人の陳述の信ぴょう性は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格取得日に係る記録を昭和32年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月26日から同年9月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、同社D事務所からC事務所へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の人事記録及び同社の総務担当者等の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和32年8月26日にA社D事務所から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事務所における昭和32年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が、昭和32年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月20日から9年1月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、C社（現在は、B社）からグループ会社であるA社に転籍した時期であり、両社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の転籍証明書及び同社の事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（平成8年12月20日にC社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年1月の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成9年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る商業登記の記録から、同社は、申立期間においても法人格を有していることが確認でき、また、前述のとおり、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年9月1日から13年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を12年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成13年3月31日から同年10月16日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年10月16日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月1日から13年3月1日まで
② 平成13年3月31日から同年10月16日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の賃金台帳及び申立人提出の給与振込が確認できる預金通帳の記録等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額、給与振込額及び申立人のA社における平成13年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成12年11月1日に厚生年金保

険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年9月1日から同年11月1日までの期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る商業登記の記録から、同社は、当該期間においても法人格を有していることが確認でき、また、同社の賃金台帳により申立人を含む従業員6人の勤務が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成12年9月1日から同年11月1日までの期間は、事業主は、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、同年11月1日から13年3月1日までの期間については、オンライン記録において、当初、12年11月1日と記録されていた申立人のA社における資格取得日が、13年2月9日付けで遡^{そきゆう}及して取り消されていることが確認できることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、オンライン記録により、申立人がA社の厚生年金保険被保険者として、平成13年10月1日にいったん標準報酬月額^{ひょうじゆんほうぎやうげつぎやう}の定時決定を受けていることが確認できること、及び社会保険事務所の同社に係る滞納処分票の記載内容から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年10月16日）より後の同年12月26日付けで、同年10月1日の標準報酬月額^{ひょうじゆんほうぎやうげつぎやう}の定時決定が取り消され、資格喪失日が同年3月31日にさかのぼって訂正されている。

また、オンライン記録を見ると、A社において、申立人と同日付けでさかのぼって資格喪失日が訂正されている者が、申立人のほかに一人確認できる。

さらに、前述の滞納処分票により、平成13年12月当時、A社が厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

加えて、商業登記の記録から、申立人は、A社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年3月31日に資格を喪失した旨の遡^{そきゆう}及訂正処理を行う合理的理由は見当たらず、当該資格の喪失に係る記録の訂正は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該遡^{そきゆう}及訂正処理前における平成13年4月から同年9月までの社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年3月4日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月30日から3年3月4日まで

A社に勤務していたころの同僚が、年金記録確認第三者委員会で記録訂正が認められたことから、私にも、社会保険事務所（当時）から、「あなたのA社に係る厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日^{そきゅう}が遡及して訂正されている。」との手紙をもらった。

A社は業績が上がらず、次第に給料が支払われなくなり、退職となったが、具体的な退職時期は覚えていない。平成3年3月4日時点では在職していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成3年3月4日付けで、A社は2年11月21日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がされており、これに併せて申立人の被保険者資格の喪失日も同社が適用事業所ではなくなった日の約2か月前の同年9月30日とする処理が同時に行われていることが確認できる。

また、申立人以外の4人についても、平成3年3月4日付けで、申立人と同じく、2年9月30日を資格喪失日とする処理がさかのぼって行われている。

一方、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、商業登記簿によると、A社は、平成9年6月3日までは解散していないこと、及び同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとする処理が行われた3年3月4日までの期間は、適用事業所としての要件を満たしてい

たと認められることから、社会保険事務所が上記の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成2年9月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該訂正処理が行われた3年3月4日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年8月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月20日から同年9月1日まで

A社における厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、昭和54年9月1日付けで同社B支店から同社C支店に転勤となった際の記録に1か月間の空白があるとの回答を受けた。

私は、昭和49年4月1日から、申立期間も含めて継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びD健康保険組合の記録並びにA社提出の経歴書から判断すると、申立人は、同社B支店に継続して勤務し(昭和54年9月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和54年7月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により、申立人の被保険者資格の喪失日を昭和54年8月20日と誤って届け出たと認めていることから、事業主は、申立人に係る資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録（昭和24年9月1日）を昭和24年8月10日に、資格喪失日に係る記録（昭和28年10月31日）を28年11月1日に訂正するとともに、同社D支店における資格取得日に係る記録を35年9月1日に、資格喪失日に係る記録を36年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、24年8月は5,000円、28年10月は8,000円、35年9月から36年5月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和24年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和28年10月及び35年9月から36年5月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月10日から同年9月1日まで
② 昭和28年10月31日から同年11月1日まで
③ 昭和35年9月1日から36年6月20日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社C支店で勤務した申立期間①及び②並びに同社D支店で勤務した申立期間③の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、昭和24年7月1日に入社以来、平成4年7月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間もA社で継続して勤務し（昭和24年8月10日にA社E支店から同社C支店に異動、28年11月1日に同社C支店から同社E支店に異動、35年9月1日に同社C支

店から同社D支店に異動、36年6月20日に同社D支店から同社E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年9月、28年9月、35年8月及び36年6月の社会保険事務所の記録から、24年8月は5,000円、28年10月は8,000円、35年9月から36年5月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②についても、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和28年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③についても、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年9月から36年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社提出の在籍期間証明書から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和47年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年7月を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成18年7月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月15日から同年9月1日まで

ねんきん定期便を見ると、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が41万円となっているが、当時の給与明細書では標準報酬月額56万円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年7月の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳で確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断して、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主が標準報酬月額を41万円として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂

正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年3月から同年6月までの期間及び同年8月の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、訂正が必要であるとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年2月27日）及び資格取得日（昭和42年1月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月27日から42年1月20日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社には昭和34年に入社し、申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和34年2月1日に被保険者資格を取得し、40年2月27日に資格を喪失後、42年1月20日に同社において資格を再取得しており、40年2月から41年12月までの被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員13人に照会し7人から回答を得たが、その全員が「申立人は、正社員として、途中一度も退職することなく、継続して勤務していた。業務内容もずっと営業で変化は無かった。」と陳述しており、そのうちの6人は、いずれも申立期間において被保険者記録が継続している。

また、前述の元従業員7人のうち1人は、「私もA社での勤務期間中に、厚生年金保険の記録が欠落している期間が有るが、その間も継続して勤務し、給与から保険料を控除されていたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年2月から41年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年1月23日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 7 日から 21 年 1 月 23 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社C支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、昭和17年10月から、D市へ転居する直前の21年1月22日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年1月22日までA社C支店で勤務していたと申し立てているが、オンライン記録では、同社における申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとされる20年8月7日とされており、同社が再度適用事業所となるのは22年6月1日であるため、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社は、同社が保管する人事関係資料に基づき、申立人が、申立期間を含む昭和17年10月14日から21年1月22日まで正社員としてA社で勤務していた旨、回答している。

また、B社は、「昭和19年6月までに入社していたA社の国内在籍者は、申立期間当時、全員が団体郵便年金に加入しており、会社が保険料を全額負担するとともに、全員について厚生年金保険の適用除外申請をしていた。」と陳述しているところ、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る備考欄には、ほかの被保険者と同様に、団体郵便年金加入を意味する

とみられる「郵」の記載が有る。

さらに、日本年金機構の保管する資料によれば、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）等に団体郵便年金の表示が有る場合は、昭和 22 年 9 月を限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとするとされている。

一方、前述のとおり、A社C支店が昭和 20 年 8 月 7 日にいったん厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることについて、日本年金機構は、「空襲による被災企業に係る被保険者名簿は、原本の大部分が焼失したため、戦後、各企業への聞き取り調査等によって復元されたものである。その調査の際に確認が取れなかった被保険者については、被災死とみなして、昭和 20 年 8 月 7 日付けで資格を喪失した旨を一斉に記録したものである。」と説明している。

また、前述の被保険者名簿において、申立人と同様に昭和 20 年 8 月 7 日に被保険者資格を喪失した旨記録されている元従業員の中には、オンライン記録上、当該資格喪失の記録が無く、申立期間に被保険者記録が継続している者が複数いることが確認でき、被保険者名簿の復元が十分に行われなかったことがうかがえる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間に継続して勤務した事実及び団体郵便年金に加入していた事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に被爆により焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 1 月 23 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険

者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年10月21日）及び資格取得日（昭和47年3月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月21日から47年3月2日まで

私は、昭和46年8月から47年12月までA社でB職として勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、46年10月21日から47年3月2日までの期間については厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和46年8月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月21日に資格を喪失後、47年3月2日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から、申立人が申立期間においてA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚を含む同僚二人は、「申立期間当時、A社に勤務していた従業員は全員、正社員であり、同社は本人の希望の有無にかかわらず、従業員を厚生年金保険に加入させていたので、申立人についても給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時に同社において厚生年金保険に加入していた29人の被保険者記録には空白期間が無く、継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る昭和46年10月から47年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和52年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月30日から同年8月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA社に入社し、現在も継続して勤務しているが、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳、B社提出の在職証明書及びE健康保険組合の記録並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和52年8月1日にA社C支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が昭和52年8月1日にA社C支店で同基金加入員資格を喪失し、同日に同社本店で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、D企業年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式で、同一内容のものを当基金、社会保険事務所及び健康保険組合に提出していたと思われる。」旨の回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事

業主は、申立人が昭和 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 52 年 7 月の厚生年金基金加入員台帳の記録から、19 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年2月から同年4月までは3万6,000円、同年5月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月16日から同年6月15日まで

私は、昭和40年1月にA社に入社し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年2月16日から厚生年金保険に加入したはずである。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和40年6月15日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社で一緒に勤務した同僚として名前を挙げ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和40年2月16日と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が申立期間に一緒に勤務したとするもう一人の同僚についても、同社が適用事業所となった昭和40年2月16日と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の上司とされる上記の同僚は、「A社の当時の社員は3人であり、同社は、その3人の社員のために厚生年金保険の適用事業所となったので、申立人だけが厚生年金保険に加入していないのは不自然だと思う。当時、

私はB職であったので、申立人及びもう1人の同僚に対し、厚生年金保険に加入する旨説明を行ったことを覚えており、申立人は、申立期間に厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年6月の社会保険事務所の記録及び35年5月1日から40年4月30日までの期間に適用された標準報酬月額の等級区分から、同年2月から同年4月までは3万6,000円、同年5月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和59年9月30日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在も不明であるため、申立期間当時の状況について確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日は、《資格取得日》(別紙一覧表参照)であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 《申立期間(自)》(別紙一覧表参照)から《申立期間(至)》(別紙一覧表参照)まで

私は、《申立期間(自)》(別紙一覧表参照)にA社に入社したが、その日が日曜日であったため、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年4月2日として手続が行われていた。

申立期間の被保険者記録が無いことにより、不利益な取扱いを受けていると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間もA社で勤務していたことが確認できることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、《資格取得日》(別紙一覧表参照)であると認められる。

なお、申立人は、申立期間の被保険者記録が無いことにより、不利益が生じている旨申し立てしているところ、厚生年金保険法第19条の規定において、厚生年金保険の被保険者期間(月数)は、資格取得日の属する月から、資格喪失日が属する月の前月までの期間とされており、本件の申立期間については、上記訂正前の資格取得日が属する月と同一月であることから、今回のあっせんによっても厚生年金保険の被保険者月数に変更は無く、年金給付額に影響を及ぼすものではない。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (自) (資格取得日) (訂正が必要な期間 (自))	申立期間 (至) (訂正が必要な期間 (至))
7565	男		昭和24年生		昭和48年4月1日	昭和48年4月2日
7566	男		昭和24年生		昭和48年4月1日	昭和48年4月2日
7567	男		昭和27年生		昭和48年4月1日	昭和48年4月2日
7568	男		昭和29年生		昭和48年4月1日	昭和48年4月2日
7569	男		昭和35年生		昭和54年4月1日	昭和54年4月2日
7570	男		昭和35年生		昭和54年4月1日	昭和54年4月2日
7571	男		昭和32年生		昭和54年4月1日	昭和54年4月2日
7572	男		昭和35年生		昭和54年4月1日	昭和54年4月2日
7573	男		昭和30年生		昭和54年4月1日	昭和54年4月2日
7574	男		昭和42年生		平成2年4月1日	平成2年4月2日
7575	男		昭和39年生		平成2年4月1日	平成2年4月2日
7576	男		昭和42年生		平成2年4月1日	平成2年4月2日
7577	男		昭和42年生		平成2年4月1日	平成2年4月2日
7578	男		昭和44年生		平成2年4月1日	平成2年4月2日
7579	男		昭和43年生		平成2年4月1日	平成2年4月2日

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から48年3月まで
② 昭和48年4月から51年3月まで
③ 昭和51年4月から52年3月まで

私は、夫が会社を退職して事業を開始した昭和47年ごろにA市で国民年金の再加入手続を集金人を介して行い、同時に夫も新規で国民年金に加入して夫婦で集金人に納付してきた（申立期間①）。それからしばらくした48年ごろに、集金人からまだ若いので支払わなくてもよいと言われたので納付を二人共中止した。

A市からB市C区に転居した昭和51年初頭ごろ、区役所の窓口で住所移転手続をした際、国民年金課にも出向き、窓口でA市に居住していた時に未納となっていた申立期間②の国民年金保険料を主人の分も合わせて二人分として5万円又は6万円を現金で一括して納付した。同年4月以降の保険料は金融機関へ継続的に納めてきた。

特に、申立期間①は集金人に納付していたので、免除したことはなく、少なくとも私だけ免除の記録とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和47年ごろに、A市で国民年金の再加入手続と申立人の夫の新規加入手続を同時に行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入記録を見ると、申立人は、昭和42年2月6日にD市で国民年金手帳記号番号（以下「手番E」という。）の払出しを受けていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、手番Eに係る特殊台帳を見

ると、41年11月から42年6月までの期間は納付済み（後に、昭和42年6月の保険料は厚生年金保険被保険者期間との重複が確認され還付済み。）、同年7月から47年3月までの期間は未納、同年4月から48年3月までの期間は申請免除、同年4月から55年3月までの期間は未納の記録とされている。

また、当該特殊台帳の住所欄を見ると、申立人がD市からB市F区へ住所変更している記録があるが、F区からの転出先であるA市の記録が無い。

さらに、申立人の夫の加入時期をみると、昭和53年2月にA市からの転出先であるB市C区で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

これらの状況から、申立人は、昭和47年にA市で国民年金の住所変更手続を行っていないと推定できる。

加えて、申立人が、申立期間当時印紙検認方式による国民年金保険料の収納を行っていたA市において集金人に保険料を納付するためには、昭和42年2月に払い出された国民年金手帳を同市において更新する必要があるが、申立人は手帳を更新した記憶が無いと陳述するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情が見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人はA市からの転出先であるB市C区で昭和51年ごろに同区国民年金担当課において住所変更手続を行い、同時に申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を過年度納付したと申し立てている。

しかし、上述のとおり、申立人の手番Eに係る特殊台帳の住所欄には、B市C区からの転出先の住所の記録が無く、昭和51年に同市C区で国民年金の住所変更手続を行った事実を確認できない。

また、申立人は、昭和53年2月にB市C区で別の国民年金手帳記号番号（以下「手番G」という。）の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、連番で申立人の夫の手帳記号番号も払い出されている上、申立人が手番Gの払出しを受けた同年2月の時点において、C区役所の窓口で52年4月から53年3月までの国民年金保険料を現年度納付した場合の保険料の合計額は、申立人及びその夫の二人分で5万2,800円となり、5万円から6万円を一括納付したとする陳述と符合することから、申立人が国民年金の再加入手続と申立人の夫の新規加入手続を同時に行い、未納となっていた期間の保険料を申立人及びその夫の二人分を合わせて一括納付したとする記憶はこの時のものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が手番Gの払出しを受けた昭和53年2月の時点において、申立期間②のうち、48年4月から50年12月までの期間の国民年金保険料は、時効により制度上納付ができない上、申立期間③の保険料は現年度納付ができず、51年4月以降の保険料は金融機関に継続して納付していたとする申立内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年12月まで

私は、昭和50年秋ごろ、A市役所の男性職員二人が自宅に来られ、国民年金の加入とそれまでの未納分の納付を勧められ、その場で父に加入手続きをしてもらい、それから程なくして再度職員が来られた時に、用意しておいた未納分の国民年金保険料58か月分をその場で現金で父に納付してもらった。その後、厚生年金保険のある会社に勤務するまで継続して父に市役所へ保険料を納付してもらってきた。それなのに申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

まとめて納付した金額は領収書の発行を受けておらず、自分は立ち会っていないので不明であるが、昭和46年までさかのぼって納めたということ加入当時、父から聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年秋ごろ、A市の職員が自宅に来たときに、父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も父親が自宅に来た市の職員に現金で一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人は、昭和53年4月14日にA市で国民年金被保険者資格の取得届を行っていたことが申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料を資格取得届出日と同日の同年4月14日に過年度納付していることが確認でき、申立人が記憶している過去の未納保険料の納付はこの時のものとするのが自然である。

さらに、資格取得届出時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により、制度上納付することができず、届出後の昭和 53 年 7 月以降に第三回特例納付が実施されているものの、特例納付を示す資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金の加入及び保険料の納付の状況を確認することができない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで

昭和44年9月に母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれた。当時は、毎月又は3か月ごとに集金人に保険料を納付していた。A市では、昭和50年4月より保険料の収納が集金人への納付から納付書方式になったと聞いているが、母が、私のために支払ってくれた44年9月から50年3月までの保険料が未納とされており、納付書方式になる前の全期間が未納期間とされていることに不自然さを感じる。

申立期間の記録が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は毎月又は3か月ごとに集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和50年8月にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の母親が44年9月に国民年金の加入手続を行ったとする陳述と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和44年9月から47年12月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することができない上、48年1月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人の保険料を現年度納付していたとする申立人の母親の陳述からは、過年度保険料を納付したことをうかがうことはできない。

さらに、申立期間は5年7か月と長期間に及んでおり、このような長期間にわたり行政側が国民年金保険料の収納記録の事務処理を誤ったものとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から16年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から16年3月まで

私は、平成16年3月までは、大学に在学中であったため、A市に住んでいたが住民票は、実家のB市C区のまま移していなかった。

就職する際、就職先の担当者から年金手帳が必要と言われ、実家の母に年金手帳の有無を確認したが、私の年金手帳は届いていなかった。当時、両親は外国籍でも国民年金に加入することを知らなかった。

平成16年5月ごろ、母と私の二人でB市C区役所へ行って、私の年金手帳が届かなかった旨の説明を職員にしたところ、同職員から「再発行の手続をするしかない。」と言われ、同時に「大学在学中の免除ができる」と説明を受け、免除手続を行った。

申立期間が免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年5月ごろに、母と二人でB市C区役所に行き、年金手帳の再発行の手続を行い、同時に申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、平成10年12月18日に国民年金手帳記号番号が付番されているとともに、16年5月13日に年金手帳が再交付されていることが確認でき、同時期に役所にて手続を行ったとする申立内容と符合する。

一方、申立人の免除に関する記録を見ると、平成16年5月7日に免除申請を行い、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得する前の平成16年度の4月及び5月の国民年金保険料を免除されていることがオンライン記録から確認できるところ、免除申請は年度ごとの申請であり、申立期間の保険料を制

度上さかのぼって免除申請することはできない。

また、申立人とその母親は、平成16年5月ごろ、大学在学中の国民年金保険料の免除申請を行ったと申し立てしているところ、12年4月1日に学生納付特例制度が導入されており、申立期間のうち、同年4月から16年3月までの保険料については、申立人が学生であることを理由に保険料の納付が免除されることはなく、制度上は保険料の納付が10年間猶予される学生納付特例が適用されるはずであり、当該期間の保険料が免除されたとは考え難い。なお、申立人とその母親は、区役所で保険料免除についての説明を受けたが、学生納付特例制度については何も説明を受けなかったと陳述している上、学生納付特例制度についても年度ごとの申請であり、さかのぼって申請することはできないことから、陳述と符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

私は、結婚した約1年後にA市からB市へ引っ越したとき、「国民年金に加入したほうが良いよ。」と実姉に勧められたので、B市役所C支所で転入届と同時に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

私が自宅に来ていた女性の集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市へ転入した際に申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で昭和51年1月10日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、夫婦のB市国民年金被保険者名簿を見ると、46年5月21日に被保険者資格を取得した記載とともに、資格取得原因欄には「50. 12. 19」の印字が見られ、この印字について、同市は国民年金の加入手続を行った日であると回答していることから、50年12月19日に加入手続を行ったものと推定できるところ、B市に転入した47年5月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った昭和50年12月19日時点において、申立期間のうち、47年5月から同年12月までの国民年金保険料は時効により、制度上納付することはできない上、48年1月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付したことを覚えていないと陳述しており、当該期間の保険料を過年度

納付したことをうかがうことはできない。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする夫のオンライン記録を見ると、申立期間の保険料は未納となっていることが確認できる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

結婚した約1年後にA市からB市へ引っ越したとき、「国民年金に加入したほうが良いよ。」と義姉に勧められたので、私の妻がB市役所C支所で転入届と同時に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

妻が自宅に来ていた女性の集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市へ転入した際に申立人夫婦の国民年金の加入手続を妻が行い、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で昭和51年1月10日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、夫婦のB市国民年金被保険者名簿を見ると、46年5月21日に被保険者資格を取得した記載とともに、資格取得原因欄には「50. 12. 19」の印字が見られ、この印字について、同市は国民年金の加入手続を行った日であると回答していることから、50年12月19日に加入手続を行ったものと推定できるところ、B市に転入した47年5月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った昭和50年12月19日時点において、申立期間のうち、47年5月から同年12月までの国民年金保険料は時効により、制度上納付することはできない上、48年1月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人の妻は申立期間の保険料をさかのぼって納付したことを覚えていないと陳述しており、当該期間の保険料を過

年度納付したことをうかがうことはできない。

さらに、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする妻のオンライン記録を見ると、申立期間の保険料は未納とされていることが確認できる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4708

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から49年3月まで

私は、結婚した昭和44年11月ごろに国民年金の加入手続を行い、同年11月からの国民年金保険料を納付した。

年金加入記録の回答票には、昭和49年4月1日に加入したことになっているが、そのころは子供の出産間近で入院していたので、自分ではA市役所での手続はしていないと思う。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和49年6月にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、44年11月ごろに加入手続を行ったとの申立内容に符合しない。

また、特殊台帳を見ると、昭和49年4月1日に国民年金に任意加入した記録となっている上、同年4月の納付状況欄に「取得」の印が確認できるが、それ以前に国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、53か月と長期間であり、このような長期間にわたり行政側が国民年金保険料の収納記録の事務処理を誤ったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から49年3月まで
私の国民年金は、昭和43年9月ごろに父が加入手続を行い、同年7月からの国民年金保険料も父が納付した。
申立期間の父と母の国民年金保険料は納付済みの記録となっているのに、私の記録が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月ごろに申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、父親が納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和60年10月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により制度上、納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について、申立人の父親が行ったと陳述しており、申立人は直接関与していない上、父親は既に亡くなっており、陳述を得ることはできない。

さらに、オンライン記録を見ると、平成19年7月6日に、申立期間の国民年金被保険者資格の記録を追加していることが確認できることから、記録が追加されるまでは、申立期間は、国民年金未加入期間であり、国民年金保険料は納付できなかったことが分かる。

加えて、申立人には、昭和42年9月に払い出された国民年金手帳記号番号があるが、この手帳記号番号は取り消されており、国民年金保険料の納付記録も無い。なお、当時、申立人は厚生年金保険に加入していたことから当該手帳記号番号が取り消されたものと考えられる。

そのほか、既に確認できる二つの国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号による納付の可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して、このほかの手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は、67 か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期間にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から49年12月までの期間及び57年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、同年4月から62年3月までの期間及び同年6月から平成元年3月までの期間の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から49年12月まで
② 昭和57年9月から61年3月まで
③ 昭和61年4月から62年3月まで
④ 昭和62年6月から平成元年3月まで

昭和43年3月ごろに、母がA市で国民年金の加入手続を行ったと思う。A市にいたときのことは覚えていないが、B市にいたときには、私が国民年金保険料を納付した記憶があり、私が納付しなかったときは母が納付書で納付していたと思う。

昭和57年9月にC市に引っ越したときは、母がC市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付するためにバスに乗って役場に行ったことを話していた。

国民年金保険料の納付期限が過ぎると催促の電話がよくあったので、昭和61年4月から62年3月までの期間を半額免除の申請をし、同年6月から平成元年3月までの期間は全額免除の申請をした。

申立期間の納付済み、半額免除及び全額免除の記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料は母親又は申立人が納付書で納付し、申立期間②の保険料は、母親がC市役所で納付し、申立期間③及び④の保険料は、申立人がB市役所でそれぞれ半額免除及び全額免除の申請をしたと申し立

てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和50年11月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、この場合、払出時点において、申立期間①のうち、43年3月から47年12月までの国民年金保険料は時効により、制度上、納付することはできない上、48年1月から49年12月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は現年度納付を主張しており、当該期間の保険料が納付されたことをうかがうことはできない。

また、申立人は、国民年金保険料はすべて納付書にて納付していたと陳述しているが、昭和43年3月から46年2月までの期間のA市での保険料収納方法は印紙検認方式であり、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間②について、申立人の特殊台帳を見ると、昭和53年7月18日に国民年金被保険者資格を喪失した後、再取得した記録は確認できないが、オンライン記録を見ると、申立人は別の国民年金手帳記号番号により61年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の前後の第3号被保険者の加入状況から、申立人が当該資格取得手続を行ったのは、同年8月ごろであることが推定できる。また、新たに払い出された手帳記号番号は、50年11月に払い出された手帳記号番号と平成元年8月16日に統合されていることがオンライン記録から確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続は母親が行ったと陳述しており、申立人は加入手続に直接関与しておらず、保険料納付についても、その大半を母親が行ったと陳述しているが、その母親は既に亡くなっている上、申立人自身も、保険料納付についての記憶が定かでなく、当時の具体的な納付状況等は不明である。

このほか、申立期間①及び②はそれぞれ82か月及び43か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

次に、申立期間③について、申立人は半額免除申請したと陳述しているが、半額免除制度が創設されたのは平成14年4月からであり、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間③及び④について、昭和60年度以降の社会保険事務所（当時）における保険料免除手続は、申請受付後の事務処理を機械化により行っており、免除の承認通知書を発行するためにはオンライン記録への登録が不可欠

であったことから、オンライン記録に登録されないまま免除されたとは考え難い。

さらに、免除申請は市役所で受け付けて社会保険事務所に進達し、社会保険事務所において免除が承認された後、市役所にその旨の通知が行われていたところ、仮に申立期間④に係る免除申請をB市が受け付けていた場合、申立期間④の後の平成元年度に係る社会保険事務所からの免除の承認通知を市が受理した際に、申立期間④に係る免除の承認が行われていないことに市が気付くと考えられることから、申立期間④に係る申請免除が行われていたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間③及び④の保険料が半額免除及び全額免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成元年11月まで

私の妻は、昭和57年1月ごろ、私の国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、最初は郵便局で現金で納付し、その後は銀行で口座振替により納付してきた。いつ、郵便局から銀行に切り替えたかは忘れたが、残っていた確定申告書の控えにも夫婦二人分の保険料を控除している記載があり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

また、昭和57年の加入当時は、旧氏名の名前で加入したが、旧氏名の記録が全部無くなっており、このことにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和57年1月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人に係る加入手続が行われた時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、平成3年2月ごろと推認され、この時点では、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により旧氏名を含めた各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和59年及び62年の確定申告書の控えを所持しており、同控えに記載されている国民年金保険料の控除額は夫婦二人分の保険料額であると主張しているが、同控えによると、申立人の妻及び母親が

扶養控除の対象となっていることが確認できる上、オンライン記録によると、妻及び母親は、共に当該期間の保険料を現年度納付していることが確認できることから、当該保険料額の記載は、申立人の妻及び母親の保険料額であると考えるのが自然であり、上記のとおり、申立人に係る加入手続が平成3年2月ごろと推認されることを踏まえると、申立人が主張する申立人及びその妻の保険料額であるとは言い難い上、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年7月まで

私は、勤めていた会社を辞めてすぐの昭和44年12月ごろに自営業を始め、その時から税理士のAさんに国民年金の手続も依頼していたので、そのころに私の加入手続をしてくれているはずである。

年金のことを何も知らなかった私に、年金の重要性を教えてくれたのがその税理士で、その人に国民年金保険料の納付などすべてをお任せしていた。当時はお店も順調で経済状態も良かったので、保険料を納めていないはずはなく、税理士から言われた金額を保険料として渡していた記憶も有るので、間違いなくきちんと納付してくれていると思う。

その税理士の連絡先が不明なので当時のことを確認することはできないが、申立期間が未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月ごろ、申立人から委託を受けた税理士が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人のオンライン記録によると、i)申立人に対して平成15年12月16日付で基礎年金番号の払出処理が行われていること、ii)第3号被保険者としての加入手続処理が昭和63年11月10日にさかのぼって行われていること、iii)当該基礎年金番号に関して国民年金手帳記号番号の統合事跡が無いことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳によると、当該手帳の発行日が平成15年12月16日である旨記載されていることが確認でき、オンライン記録の内容と一致することから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点において、未加入期間とされている申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、B市の年金記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金への加入記録は確認できない上、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況は明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年3月までの期間及び43年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から41年3月まで
② 昭和43年4月から53年3月まで

昭和40年2月ごろ、実家の母親が国民年金の加入手続をし、結婚後も夫あるいは義母が手続をしてくれたと思う。

申立期間①及び②のうち、結婚するまでの期間については実家の母親が国民年金保険料を納め、結婚してから家計を任されるようになった昭和48年5月ごろまでの期間は義母が納めてくれたはずである。その後は、私が集金人に夫婦二人分を納め、納付書になってからは夫が銀行で二人分を継続して納付してきた。

申立期間の一部ではあるものの、家計簿に夫婦二人分の国民年金保険料額が記載されているとおおり、継続して納めてきたのは間違いなく、二つの期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後10年近く経過した昭和54年2月にA市で現在の基礎年金番号と同一番号(以下、「手番B」という)で払い出されている上、A市の国民年金被保険者名簿によると、資格取得日を40年2月6日にさかのぼり、申立人を新規に強制被保険者とする事務処理が54年1月31日に行われた旨の記載が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間①及び②の大部分は、当該手番Bでは時効により、国民年金保険料を納付できない期間となる。なお、同被保険者名簿によると、53年4月から54年3月までの保険料は同年12月に過年度で一括納付されていることが確認でき

る。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の調査を行ったところ、申立人には手番Bとは別の手帳記号番号(以下、「手番C」という)が昭和42年4月にD市で払い出されていることが確認でき、上記の加入手続とは別途、このころにも加入手続が行われたものと推認されるが、当該手番Cに係るD市の国民年金被保険者台帳によると、41年4月から43年3月までの期間の申請免除の記録以外に保険料の納付記録は確認できない上、申立人が所持する年金手帳の昭和43年度国民年金印紙検認記録欄には検認印は押されておらず、その内容は特殊台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、昭和44年3月の婚姻に伴い、申立人の夫又は義母がA市役所で国民年金の手続を行ったとしているが、上記のとおり、A市における加入手続時期は54年1月ごろと推認される上、手番Cに係る特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、同台帳は、51年7月にD市を所管していたE社会保険事務所(当時)から当時A市を所管していたF社会保険事務所(当時)に職権で移管された旨の記載が確認でき、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が所持する家計簿によると、昭和48年6月から49年9月ごろまでおおむね二人分の国民年金保険料額が記載されていることが確認できるが、オンライン記録によると、ほぼ同時期に申立人の夫及び同居の義母の納付記録が確認できることから、当該家計簿の記載内容は申立人が主張する申立人及びその夫の保険料額であるとまでは判断できない。

そのほか、申立期間は合計134か月と長期間である上、そのうち大部分の期間について申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、保険料納付の状況が不明であり、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

申立期間当初、私は大学生であって、実家で両親と一緒に暮らしていた。当時、国民年金に関する手続は両親に任せており、両親が国民年金の加入手続を行ったはずであり、加入後は、両親が自身の国民年金保険料と一緒に、私の分の保険料についても、定期的に集金人へ納付していたと聞いている。また、私は大学を卒業したのちも、婚姻して家を出るまでの間は、両親にお金を渡して引き続き保険料を納付し続けてもらっていた。

ところが、納付記録を確認すると、申立期間については、両親自身の国民年金保険料と一緒に併せて私自身の保険料を納付しているにもかかわらず、私の分だけ未納とされており、納付できない。私の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、婚姻までの期間については、申立人の両親に国民年金保険料の納付を任せていたとし、両親自身が保険料納付を定期的に行う際には、申立人の保険料も併せて一緒に集金人に納付していたと主張しているが、申立人の両親に係る市の国民年金被保険者台帳の検認記録欄を見ると、いずれについても、申立期間を含め昭和39年9月以降63年3月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認できるものの、一方で申立人に係る特殊台帳からは、申立期間直後に当たる昭和49年度の保険料について、翌年度に社会保険事務所（当時）から催告を受けている事跡が確認できることに加え、申立人に係る市の被保険者台帳を見ると、申立期間が未納である上、同年度の検認記録欄には、当初未納を示す押印がなされた後、上記催告に応じ、昭和50年12月9日に一括して過年度納付している事跡が確認できる。この場

合、市によると、市の集金人は過年度保険料の収納を行っていなかったとしていることから、申立人とその両親の保険料納付をめぐる状況には明らかな違いが認められ、このことは、加入以降、両親の保険料と一緒に併せて納付していたとする申立内容とは一致しない。

また、上記過年度納付時点において、申立期間のうち、昭和48年10月以降の国民年金保険料については、制度上昭和49年度保険料と同様に過年度納付可能であったが、当該期間をも過年度納付したとすると、申立期間を通じて現年度納付を行っている両親と一緒に併せて納付したとする申立内容とは相違する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の両親の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人自身は直接関与していないことから、加入状況及び納付状況は不明である上、申立人の両親が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、会社を退職後の昭和52年に国民年金へ任意で加入して以降、銀行又は郵便局の窓口に行き、定期的に欠かさず納付書により国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時の保険料は1期分6,000円前後であったと思う。その後、61年4月に第3号被保険者となったので、納付をやめた。

ところが、年金記録を確認したところ、加入手続以降、途中で納付をやめた覚えなど無いにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされており、納付できない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年に国民年金へ加入して以降、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまでの期間、継続して国民年金保険料を納付していたとしているが、特殊台帳及び市の国民年金被保険者名簿によると、いずれを見ても、申立人が52年9月12日付けで任意加入被保険者として資格を取得した後、59年4月3日付けで資格を喪失していることが確認できるほか、同台帳からは、当該資格喪失記録が、資格喪失月の翌月に進達されている状況が確認できることから、申立期間については、資格を喪失以降遅滞なく未加入期間として管理されていたものと推認できる。この場合、申立期間は未加入期間となることから、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は加入して以降、金融機関の窓口にて納付書により定期的に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、市の記録によると、申立人については、昭和53年度第2期分を始期として、口座振替による収納の申出がなされている事跡が確認できる上、それ以降、収納が確認できる昭和59年3月までの69か月のうち、申立期間直前を含めた45か月の保険料が、市の口座

振替収納日に収納されていることが確認でき、申立人が主張する納付方法とは一致しないほか、同記録からは、申立人について、数度にわたって口座振替不能が発生し、それに伴って口座振替収納日以降に保険料の納付が行われた事跡も確認できることから、定期的に保険料を納付してきたとする申立人の主張とも相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から41年3月まで

国民年金に加入した時期は、はっきり覚えていないが、当時の自治会長さんが自宅に来て、国民年金に加入するようと言うので、その時に、母親が私の国民年金の加入手続を行った。以降の国民年金保険料は、母親が自身の保険料と私の保険料を合わせ、集金人として自宅に来た自治会長さんの息子の嫁に現金で納付した。また、母親も私も保険料は集金人以外に納付したこと、及びさかのぼって納付したことは無いと記憶している。

ところが、納付記録を確認すると、申立期間が未納とされており、母親が納付済みならば、私についても一緒に集金されたはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明だが、国民年金に加入して以降の国民年金保険料の納付について、申立人の母親が自身の保険料と一緒に、定期的に集金人へ納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人については、昭和41年6月に、その母親と連番にて国民年金手帳記号番号が払い出されているのが確認できることから、このころに母親と一緒に加入手続がなされたものと推認できる。この場合、加入手続時点において、申立期間はすべて過年度期間になり、当該期間に係る保険料は過年度保険料として遡及納付可能であったものの、その場合、申立期間中に定期的に保険料を納付していたとする申立人の主張とは一致しない上、集金人は過年度保険料の取扱いができないことから、申立期間に係る保険料を集金人に対して納付することはできない。

また、申立人の母親のオンライン記録及び特殊台帳によると、母親は、加入

手続を行った年度当初の昭和 41 年 4 月から 60 歳に到達する前月の 58 年*月までの国民年金保険料を、欠かさず継続して納付したとしても、自身の年金受給資格である 18 年に 5 か月不足することから、遡及納付を行わなければ年金受給権が確保できない状況であったことが確認でき、この点について、母親の保険料納付記録を見ると、36 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料については納付済みであり、加入手続時点よりも 2 年以上前の、通常であれば時効により納付できない期間についてもさかのぼって保険料を納付している記録が確認できることから、母親に係る当該期間については、無年金者対策として実施された特例納付制度に基づく遡及納付がなされたものと推認できる。

一方で、申立人のオンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立人は、加入手続時点において、21 歳であったため、60 歳到達までに年金受給資格期間を満たすことは可能であった上、昭和 41 年度より現年度納付を開始して以降継続的に国民年金保険料を納付している状況が確認でき、申立人が年金受給権確保のために特例納付制度を利用して遡及納付を行う必要はなかったことから、申立人の申立期間に係る保険料について、申立人の母親と同様に遡及納付が行われたとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年6月までの期間及び同年10月から平成2年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から同年6月まで
② 昭和63年10月から平成2年3月まで

私は、国民年金に加入した当時の具体的な記憶は定かでは無いが、外国人登録証ができたので、友人から加入するよう勧められ、昭和62年又は63年ごろに国民年金に加入したように思う。

国民年金に加入後は、区役所から送付されてくる納付書で、私が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月郵便局で納付してきたのに、申立期間①及び②は、夫が納付済みであり、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年又は63年ごろに国民年金に加入したように思うと申し立てているところ、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄を見ると、国民年金被保険者の国籍条項が撤廃された昭和57年1月1日に第1号被保険者の資格を取得し、申立人の夫が会社に就職した平成4年3月16日に第3号被保険者の資格を取得したことが、同一の筆跡でまとめて記載されていることが認められる上、申立人は、年金手帳は現在所持する1冊だけであると陳述していることなどを踏まえると、申立人に係る上記第3号被保険者の届出が行われた同年5月14日に、初めて国民年金の加入手続が行われたものとみるのが自然である。したがって、加入時期において申立人の記憶と異なるほか、申立人の夫については、夫の国民年金手帳記号番号前後の第3号被保険者の届出日から、申立人の加入手続が行われた約2年前の2年2月に加入手続が行われたものと推定され、夫婦においても加入時期が異なっている。

そこで、申立人及びその夫のオンライン記録を見ると、夫については、夫の

国民年金の加入手続が行われた平成2年2月時点において、時効にかかわらず納付が可能であった申立期間①及び②のうち、元年3月以前の国民年金保険料をさかのぼって過年度納付し、同年4月以降の保険料を現年度納付していることが確認できるとともに、申立人については、申立人の加入手続が行われた4年5月時点において、時効にかかわらず納付が可能であった申立期間②直後の2年4月から3年12月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の場合、申立期間①及び②を含む2年3月以前の期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①及び②の国民年金保険料を夫婦一緒に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、通称名及び本名を含めて国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、昭和56年12月以前の期間を合算対象期間として年金受給資格期間を確保するため、平成4年6月に「永住確認」を行ったゴム印が認められるほか、6年2月24日に、申立人が、社会保険事務所(当時)と区役所が合同で実施していた集合徴収会場に来所し、同日に4年1月及び同年2月の未納期間の保険料を納付したことが具体的に記載されており、申立人のオンライン記録と一致しているなど、これらの記載内容自体に特段不合理な点は認められないところ、当該集合徴収直前の納付記録として記載された同年3月以前の過年度期間の未納月数は、申立期間①及び②を含めた当時の未納期間の月数と一致している。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年9月まで

昭和57年10月に、父が私の国民年金の加入手続を行い、私が24歳になるまで、父が母の分と一緒に私の国民年金保険料を毎月区役所で納付してくれていた。加入当初の保険料は、月額7,000円から8,000円ぐらいだったように記憶している。

当時の状況について、父からは何も聞かされていないが、父はきっちりとした性格ではじめに厳しい人であったので、そんな父が、国民年金に加入しておきながら、申立期間の国民年金保険料を納付しないことなど考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が昭和57年10月に、申立人の父親が申立人に係る国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、その約5年後の63年1月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、57年10月までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録により確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に記載された資格取得日とも一致している。

また、申立人のオンライン記録によると、申立人の加入手続が行われた時期の7か月後である昭和63年8月8日に、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を初めて納付して以降、順次、保険料を現年度納付していることが確認できるほか、同年11月30日に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の61年10月から62年3月までの保険料をさかのぼって過

年度納付するとともに、翌年の平成元年7月14日にも、昭和62年4月から63年3月までの保険料を同様にさかのぼって過年度納付していることが確認できる。したがって、最初の過年度保険料の納付日時点において、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

さらに、申立人の父親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は4年間に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ってくれていたとする申立人の父親も既に亡くなっていることから、当時の具体的な納付状況等は不明であるとともに、申立人が記憶する加入当初の保険料月額、保険料の現年度納付が開始される昭和63年度当時の保険料月額とほぼ一致している。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4719

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

申立期間当時の私の国民年金保険料については、結婚して近くに住んでいた姉が納付してくれており、姉からは「昭和36年4月から、町会長に依頼された町会の班長さんが、毎月家に訪れた時に、一緒に私の国民年金保険料を現金で支払っていた。」と聞いている。

申立期間の記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳の昭和47年度印紙検認記録欄を見ると、昭和47年4月から同年8月までの国民年金保険料について、同年8月15日に区役所窓口でまとめて現年度納付したことを示す検認印が認められることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推定される。この時点において、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人の所持する社会保険事務所(当時)の領収証書を見ると、上記納付日の5か月後である48年1月18日に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の45年4月から47年3月までの2年間の保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できる。

また、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であることから、申立人の姉が、申立内容のとおり、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番

号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も、現在所持する国民年金手帳の前に別の年金手帳を受け取った記憶は無いと陳述している。

さらに、申立期間は9年間に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、この間、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の姉も、高齢等のため、当時の事情を聴取しても回答できない状態であると陳述していることから、具体的な納付状況については不明であるとともに、姉が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から54年2月まで

私は、A社を退職した昭和52年9月に、区役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、納付書に現金を添えて郵便局で納付していた。

申立期間に国民年金の加入記録が無く、納付済期間とされていないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、平成9年1月1日の基礎年金番号導入後において、申立人がB社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年4月1日に初めて国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に記載された資格取得日とも一致していることなどから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、A社を退職した昭和52年9月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号に設定される以前に、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も、年金手帳は現在所持する1冊のみであると陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時における国民年金の加入手続について、記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和48年5月*日に帰化後、同年5月*日に入籍し、その後間もない時期に、私が夫婦二人分の加入手続を行った。

加入手続当時、国民年金発足当初までさかのぼって国民年金保険料を納付すると満額の年金を受給できることを教えてもらったので、家族に相談し、夫婦共に国民年金発足当初の昭和36年4月までさかのぼって納付することを決め、後日、区役所に出向き、夫婦それぞれの納付書を作成してもらった。

納付書に記載された金額について、具体的には覚えていないが、貯蓄していたお金と長男からの援助金を夫婦二人分の国民年金保険料に充て、納付書に現金を添えて、おそらく区役所内の銀行で納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続当時に昭和36年4月までさかのぼって特例納付したと申し立てしているところ、特殊台帳を見ると、申立人は、49年4月15日及び同年11月7日の2回に分けて、43年4月から45年12月までの期間及び40年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料について、それぞれ特例納付し、また、納付時期は不明であるが、46年1月から48年3月までの保険料について、過年度納付していることが確認できる。

この点について、当時、A市では年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの間未納無く納付したとしても期間が不足する者を対象として、過年度納付及び特例納付の勧奨を行っており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は既に49歳であったことから、昭和40年4月までさかのぼって特例納付及び過年度納付することで、年金受給権を確

保できており、申立期間にまでさかのぼって特例納付が必要な状況にはなかった。

また、当時 47 歳であった申立人の妻も、昭和 40 年 4 月以降の国民年金保険料のみを特例納付及び過年度納付していることが確認できる。

さらに、A 市 B 区保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

夫が昭和48年5月*日に帰化後、同年5月*日に入籍し、その後間もない時期に、夫が夫婦二人分の加入手続を行った。

加入手続当時、国民年金発足当初まで国民年金保険料をさかのぼって納付すると満額の年金を受給できることを教えてもらったので、家族に相談し、夫婦共に国民年金発足当初の昭和36年4月までさかのぼって納付することを決め、後日、夫が区役所に出向き、夫婦それぞれの納付書を作成してもらった。

納付書に記載された金額について、具体的には覚えていないが、貯蓄していたお金と長男からの援助金を夫婦二人分の保険料に充て、夫が納付書に現金を添えて、おそらく区役所内の銀行で納付したと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が国民年金の加入手続当時に昭和36年4月までさかのぼって特例納付したと申し立てしているところ、特殊台帳を見ると、申立人は、49年4月15日及び同年11月7日の2回に分けて、43年4月から45年12月までの期間及び40年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料について、それぞれ特例納付し、また、納付時期は不明であるが、46年1月から48年3月までの保険料について、過年度納付していることが確認できる。

この点について、当時、A市では年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの間未納無く納付したとしても期間が不足する者を対象に過年度納付及び特例納付の勧奨を行っており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は既に47歳であったことから、昭和40年4月

までさかのぼって特例納付及び過年度納付することで、年金受給権を確保でき
ており、申立期間にまでさかのぼって特例納付が必要な状況にはなかった。

また、当時 49 歳であった申立人の夫も、昭和 40 年 4 月以降の国民年金保険
料のみを特例納付及び過年度納付していることが確認できる。

さらに、A 市 B 区保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の国民年
金保険料は未納となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手
帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行った
ほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳
記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておら
ず、保険料の納付を担っていたとする申立人の夫の記憶も明確では無く、申立
期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見
いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年9月までの期間、同年11月から59年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から58年9月まで
② 昭和58年11月から59年3月まで
③ 昭和59年7月から同年12月まで

昭和57年9月に、それまで勤めていた会社を退職し、関連する事業所に勤務することになったが、そこは厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、自分でA市B区役所へ行き、国民年金の加入手続をしたと思う。なお、勤務の条件として、社会保険料分を給与に上乗せする約束をしてもらったことを覚えている。

昭和59年春ごろに、母の仕事を手伝うため、その事業所を退職したが、申立期間の国民年金保険料については、納付書に現金を添えて、郵便局で納付していた。3か月で1万7,490円という金額を覚えている。

申立期間の納付記録が未納と記録されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和58年12月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、57年9月から58年3月までの期間の国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料は常に納期限までに納付していたと陳述しており、過年度納付したことをうかがわせる事情は認められなかった。

また、申立期間①及び②について、オンライン記録を見ると、昭和60年12月16日に納付された同年3月の国民年金保険料については、国民年金被保険者資格の喪失後の期間であったため、58年10月分に還付充当されていること

が確認でき、納付可能な最も以前の未納期間の保険料へ充当されたものと考えられることから、当時、申立期間①及び②は連続した未納期間であった可能性を否定できない。

さらに、申立期間③について、オンライン記録を見ると、昭和61年7月7日に過年度納付書が発行された記録があり、発行時期からみて、申立期間③に係るものと考えられるところ、申立人は納付書を受け取った記憶は無いと陳述しており、納付催告に応じて納付したことをうかがわせる事情も認められなかった。

加えて、申立人は、申立期間当時勤務していた事業所において、国民年金保険料相当額を給与に上乗せして支給されていたと陳述しているものの、当時、申立人と一緒に勤務していたとする元同僚の記憶も曖昧^{あいまい}であり、当時の保険料の納付をめぐる陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年11月までの期間、50年9月から52年5月までの期間、59年6月から同年11月までの期間及び61年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年11月まで
② 昭和50年9月から52年5月まで
③ 昭和59年6月から同年11月まで
④ 昭和61年10月から62年3月まで

昭和35年ごろから38年6月まで父の経営する会社に勤めていたが、この間について年金事務所に確認したところ、厚生年金保険に加入していないことが分かったので、たぶん、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

母は、PTAの役員等をしており、区役所にはよく出入りしていたため、国民年金保険料を納付していないことは絶対にはいはずである。

昭和38年10月ごろ（届出は、昭和39年10月）に結婚してからの国民年金保険料は、妻が納付してくれており、その後、何度か厚生年金保険適用事業所に勤めていた時期もあるが、退職の都度、妻が私の国民年金の手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

また、結婚後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初に、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、昭和38年10月に結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号

番号は、前後の手帳記号番号から昭和 62 年 5 月ごろに払い出されていると推認でき、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立人の申立期間①、②及び③の国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は、平成 6 年 8 月 1 日に追加訂正されており、この訂正処理以前は、当該期間は未加入期間であったものと考えられる。

さらに、申立人の妻は、申立人が昭和 61 年 10 月 1 日に厚生年金保険適用事業所を退職した際に、初めて申立人の国民年金の加入手続を行ったと陳述しており、申立内容と符合しない。

次に、申立期間④について、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を 62 年 5 月 18 日に免除申請していることが確認できるところ、当時、さかのぼって免除申請できる期間は年度当初の 4 月までであったことから、申立期間④については申請免除期間とはならず、未納期間とされたものとするのが自然である。

また、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、上記のとおり、申立期間④直後の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの保険料について、申立人は申請免除とされている。

この点について、申立人の妻は、申立人が無職で収入が無かったので免除申請手続を行ったとしているが、自身については、通常どおり、国民年金保険料を納付したとも陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、申立期間①の保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しており、また、申立期間②、③及び④の保険料の納付を担っていたとする妻から保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7580 (事案 4094 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会へ記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は推認できるものの、厚生年金保険料控除についてまでは確認できないとして、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として、厚生年金保険被保険者証2枚、被保険者記録照会回答票及びねんきん特別便の写しを提出するので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚及びA社の所在地付近で事業を行っていた事業所の事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人は、申立期間当時、同社において、経理及び社会保険(厚生年金保険、健康保険)の手続全般の業務に従事していたと陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人及びその弟は、昭和47年8月1日に資格を喪失し、48年4月1日に資格を再取得していること及びその他の従業員の資格は継続していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、何らかの事情により、自身及び親族である申立人の弟についてのみ資格の喪失及び再取得の届出を行ったものと考えられる、ii) 申立人の父である申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、厚生年金保険被保険者証2枚、被保険者記録照会回答票及びねんきん特別便の写しを提出しているが、当該資料は、前回の申立てにおいて申立人が提出した資料と同一内容である。

また、申立人は、「社会保険事務所が、従前の厚生年金保険被保険者記号番号で継続して被保険者であった申立人に別人扱い(別番号)の厚生年金保険被保険者証を新規に重複交付したことは、社会保険事務所の過失である。」旨主張するが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は昭和47年8月1日付けで被保険者資格を喪失し、その後同一の厚生年金保険被保険者記号番号では資格を取得していないことが確認できることから、日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、「厚生年金保険被保険者記号番号の新規付番に伴う厚生年金保険被保険者証の新規交付は、資格取得届が提出された場合に行われるものであり、被保険者記号番号は当該資格取得届に従前の記号番号の記載が無い限り、新規に付番される。」としており、申立人についても48年4月1日付けで新たな被保険者記号番号で資格を取得していることから、申立期間当時の事務処理として、社会保険事務所による被保険者証の重複交付に過失があったとは言えない。

さらに、申立人は、「私が所持している被保険者記録照会回答票の事業所名表記とねんきん特別便の事業所名表記が異なっており、これにより私の年金記録が失われているのではないか。」としているところ、日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、「事業所名表記が異なっても、被保険者期間が同一であれば年金額に影響が出ることはない。」としており、申立人が所持している被保険者記録照会回答票の事業所名表記とねんきん特別便の事業所名表記は異なっているが、被保険者期間は同一であることが確認できる。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月 21 日から同年 8 月まで
② 昭和 53 年 8 月 24 日から 54 年 2 月 4 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はB市にあったA社に、申立期間②はC市E区にあったD社に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B市にあったA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間当時の事業主の氏名は記憶しているものの、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

申立期間②については、申立人は、C市E区にあったD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするD社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況

を確認することができない。

このほか、申立人には、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除について明確な記憶が無く、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 27 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 53 年 3 月から平成 5 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社が作成し保管する、申立人に係る健康保険厚生年金保険台帳を見ると、「5. 3. 31 (健 3. 26)」の記載が確認できるところ、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者は、「当該記載は、申立人の離職日は平成 5 年 3 月 31 日であるが、健康保険及び厚生年金保険の資格喪失日を同年 3 月 27 日として届け出たことを表している。申立期間当時は、退職する従業員に、最後に受け取る給与は手取り額が多い方がよいと言われた場合、会社の社会保険料負担も免れることができることから、従業員が月末まで勤務していたとしても、資格喪失日を翌月の 1 日とせず、離職日以前の日にしていた。申立人の給与から同年 3 月の保険料は控除していない。」と陳述している。

これについて、オンライン記録により、平成 4 年 1 月から 6 年 12 月までの期間にA社で被保険者資格を喪失している者 47 人の資格喪失日を確認したところ、1 日付けで資格を喪失している者はいない。

また、平成 5 年 2 月 28 日に被保険者資格を喪失した元従業員が保管する給与支給明細書を見ると、同人の給与から資格喪失月である同年 2 月の保険料は控除されていないことが確認できることから、申立期間当時、A社は、資格喪

失月の保険料を控除していなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同人から申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 45 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社は父が勤めていた事業所で、昭和 41 年 5 月に父が亡くなり、私は同年 10 月から同社に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時は、月給制の従業員とは別に、日雇扱いの日給月給制の従業員がいた。日雇扱いの従業員は、給料が安定しないので、厚生年金保険に加入させず、保険料も控除しなかったと思う。日雇扱いの従業員は、毎日の出勤状況を記録するための手帳を持っていたが、申立期間当時に申立人が当該手帳を持っていたことを記憶している。申立人は日雇扱いだったので、厚生年金保険に加入させなかったのではないか。」と陳述している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間より後の昭和 46 年 3 月 26 日から 51 年 4 月 14 日までの期間に、A社で厚生年金保険に加入しているところ、雇用保険の記録を見ると、当該期間と一致する雇用保険の加入記録は確認できるが、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が自身と同職種であったと記憶している同僚のうち、連絡先の判明した二人に照会したが、返答を得られないため、同人たちから申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間

の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人には、申立期間に係る保険料控除について明確な記憶が無く、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から平成 6 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B工場にC業務従事者として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の給与額は 20 万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与額は 20 万円であったのに、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額はこれより低額であると申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 56 年 4 月に 20 万円から 9 万 8,000 円に改定されており、改定後の当該標準報酬月額が平成 6 年 12 月 1 日の資格喪失日まで継続している。

しかし、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を保管しておらず、事業主も、「申立期間当時の関連資料は残っておらず、私の父である申立期間当時の事業主及び申立期間当時に社会保険関係事務を担当していた母は高齢のため、申立期間当時の状況は分からない。」と陳述しているため、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、事業主は、「社会保険事務所に記録されている申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円であるので、申立人の給与から 20 万円の標準報酬月額に基づく保険料を控除したとは考えられない。」と陳述している。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集したに関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 8 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社でB業務従事者として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C組織が昭和61年に実施した試験に関する記録から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成4年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者は5人であり、これら5人はいずれも、適用事業所となった日の前から同社に勤務していたとしているところ、当該5人のうち1人は、「A社から社会保険加入の説明があるまでは、給与から保険料は控除されておらず、国民年金に加入していた。」と陳述しており、同人が同社に勤務したとする期間のうち、平成4年8月1日までは国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できる。

さらに、A社は、「当社が法人となったのは平成4年6月であり、これに伴い同年8月に厚生年金保険の適用事業所となった。適用事業所でなかった期間に、従業員の給与から保険料控除を行っていたとは考えられない。」としており、商業登記の記録からも、同社が法人として成立したのは、申立期間より後の同年6月であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 5 月 1 日まで

私は、平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 4 月 30 日まで A 組織に B 業務従事者として勤務した。

しかしながら、ねんきん特別便を見ると、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く、未加入とされている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 4 月 30 日まで継続して A 組織に勤務したと申し立てているところ、人事記録から、申立人は、申立期間において B 業務従事者として同組織に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、A 組織人事課は、「B 業務従事者は常勤職員であり、C 共済組合の組合員資格を有する者であることから、申立人は、厚生年金保険の対象者ではなかった。」と回答している上、C 共済組合への加入手続を担当する同組織人事課職員係は、「申立期間当時、申立人について C 共済組合の組合員資格の取得手続を行った。」と回答している。

また、共済組合が発行した「年金加入期間確認通知書」によると、申立人は申立期間において、共済組合の組合員であったことが確認できる。

これらの事実から判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月ごろから 3 年 5 月ごろまで

私は、平成 2 年 2 月ごろに A 社（現在は、B 社）に C 業務従事者として就職し、3 年 5 月ごろまで勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、同社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。

給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人の A 社における資格取得日は平成 2 年 3 月 2 日、離職日は同年 12 月 25 日となっていることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できるものの、申立期間中の 3 年 1 月 4 日に公共職業安定所において求職申込みを行い、翌日の同年 1 月 5 日に基本手当の受給資格が決定されている上、同年 4 月 10 日までの期間において基本手当を受給していることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、2 年 2 月ごろから同年 3 月 2 日までの期間及び同年 12 月 25 日から 3 年 5 月ごろまでの期間は、同社に勤務していなかったものと考えられる。

一方、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、平成 3 年 11 月 13 日であることが確認でき、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A 社に係る社会保険事務については、D 社が受託していたところ、同社における当時の事務担当者は、「A 社が適用事業所となるまでの期間は、勤務していた者の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨陳述している。

なお、オンライン記録によると、申立人が申立期間当時の同僚として氏名を

挙げた者についても、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 7 月 17 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間も厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 51 年 7 月 17 日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、同僚からは、「A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」旨の陳述が得られたほか、上記同僚を含む複数の同僚は、申立期間において国民年金に加入していることも確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人の記憶は定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 21 日から 51 年ごろまで

私は、昭和 41 年 2 月から 51 年ごろまで、A 社に正社員として在籍し、B 業務に従事していた。

ねんきん特別便で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A 社における資格喪失日が昭和 47 年 5 月 21 日とされており、申立期間についての加入記録が無かった。

申立期間も、A 社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録では、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 47 年 5 月 21 日となっているが、申立期間についても厚生年金保険被保険者であった旨申し立てている。

しかしながら、A 社の当時の総務事務担当者は、「私は、昭和 46 年 4 月に入社したが、申立人はその 1 年程度後に退職した。」と陳述している。

また、申立期間である昭和 47 年 5 月 21 日以降に入社した同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、回答のあった 10 人の者は、いずれも申立人について記憶しておらず、さらに、申立人自身も、申立期間中に A 社 B 業務部門に入社してきた同僚を覚えていない一方、それ以前から同社 B 業務部門に在籍していた同僚の氏名については覚えていることなどから判断すると、申立人は、申立期間において在籍していなかった可能性を否定できず、申立期間の在職を確認することができなかった。

なお、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録のある同僚 40 人に照会したところ、回答のあった 27 人のうち、自身の加入

記録に誤りがあると回答した者はみられない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できないほか、上記被保険者名簿には、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月ごろから同年7月21日まで
② 平成元年11月24日から同年12月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、「A社」及び「B社」に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。申立期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は平成元年5月29日、離職日は同年10月20日となっていることから、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「当事業所は平成19年に破産しているため、当時の資料は無いが、申立期間当時は入社しても定着率が低かったため、入社後一定期間は試用期間を設けており、入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、その間は、給与から厚生年金保険料も控除していなかったと思う。」旨陳述している。

また、申立人自身も入社時に健康保険被保険者証の交付を求めたが、事業主の妻から、「入社後すぐに辞めてしまう人が多いので、しばらく様子を見てから社会保険の手続をしている。」として、入社後すぐには健康保険被保険者証を渡されなかったと陳述をしている。

さらに、オンライン記録から複数の同僚を抽出して調査したところ、唯一回答が得られた者は、A社への入社日は昭和62年6月と陳述しているところ、厚生年金保険の資格取得日は同年12月となっていることが確認できる。

これらのことから、A社では、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入さ

せていた訳ではなかったことがうかがえる。

また、上記以外のほかの同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について回答が得られず、確認することができなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、平成元年11月24日からB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録、C健康保険組合及びD厚生年金基金の加入記録によると、申立人のB社における資格取得日は、いずれも平成元年12月21日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、上記健康保険組合では、「健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所に提出する資格取得届は、複写式の様式を使用しているため、同一内容のものが、これら各機関に提出されていたはずである。」としている。

さらに、B社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る賃金台帳及び出勤簿等の資料は残っていないため、申立人の入社日及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と陳述している。

加えて、申立人が氏名を記憶している同僚及びオンライン記録から申立期間に被保険者記録がある複数の同僚を抽出調査したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について具体的な陳述は得られなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 11 月 11 日から 32 年 2 月 16 日まで
② 昭和 32 年 3 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 3 月 15 日から 45 年 3 月 16 日まで

A社及びB社に勤務していた期間（申立期間①及び②）並びにC社に勤務していた期間（申立期間③）については、それぞれ脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったし、請求も受給もしていない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る脱退手当金については、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年12月10日に、申立期間③に係る脱退手当金については、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の45年5月13日に、それぞれ支給決定されていることが確認できるところ、2回とも申立人の意思に反して請求されたとは考え難い。

また、申立期間①及び②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後10ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した5人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む4人に支給記録が確認でき、支給記録のある被保険者の中には、「会社から脱退手当金について口頭で説明があり、会社が代理請求してい

た。」「同じ会社に勤めていた親が、会社に脱退手当金の手続を依頼した。」と陳述する者がいることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②については、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、また、申立期間③については、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、それぞれ脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、いずれの申立期間についても、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 30 日から 64 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 4 月 1 日から 63 年 12 月 31 日まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 12 月 30 日となっている。

A 社を退職する際、当時の上司から次の就職をじゃまするような発言があったことが今回の年金記録の不一致と関係があるのではないかと思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を昭和 63 年 12 月 31 日付けで退職し、同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 64 年 1 月 1 日であると主張している。

しかし、A 社は、「当時の担当者に確認したところ、申立人が退職を申し出た昭和 63 年 12 月 29 日を退職日として処理したので、社会保険事務所に届け出た資格喪失日は同年 12 月 30 日と思われる。また、当社の厚生年金保険料の控除方法は、翌月控除を採用しており、同年 12 月の保険料は申立人の給与から控除していない。」と回答している。

また、雇用保険の記録、B 厚生年金基金の記録、C 健康保険組合の記録及び A 社が保管する人事記録から、申立人は昭和 63 年 12 月 29 日に退職していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和 63 年 12 月 30 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 11 月 12 日まで

私は、申立期間において、A社の代表取締役であったが、平成 12 年 12 月ごろ社会保険料の滞納について、社会保険事務所（当時）へ妻と相談に行ったところ、私の標準報酬月額の記録は一切訂正せず、妻の標準報酬月額を減額訂正することによって滞納額に充当することができる旨説明を受け、これを了承した。

しかし、平成 20 年 12 月に社会保険事務所から訪問があり、私の標準報酬月額も減額されていることが判明した。私の標準報酬月額の減額には了承していないので、調査の上、元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 11 年 11 月から 12 年 10 月までの期間は 24 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所ではなくなった日（平成 12 年 11 月 12 日）から約 1 か月後の同年 12 月 18 日付けで、申立期間について、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、申立期間及び当該遡^{そきゅう}及訂正日も含めて、同社の代表取締役であったことが確認できる上、オンライン記録から、同社における厚生年金保険の被保険者は、申立人とその妻の二人だけであったことが確認でき、申立人は、同社が厚生年金保険料を滞納し、代表取締役として、複数回にわたって社会保険事務所に相談していたことを認めている。

また、申立人は、「社会保険事務所から、妻の標準報酬月額をさかのぼって訂正し、差額分の保険料を滞納額に充当することで、自分自身の標準報酬月額

を訂正することなく、滞納額が無くなるとの説明を受け、これに同意した。」旨主張しているところ、申立人より提出された社会保険事務所の担当職員から申立人に宛てた手紙を見ると、A社が滞納していた社会保険料は142万7,496円であり、申立人の妻の標準報酬月額を減額訂正するだけでは充当し切れないため、申立人の標準報酬月額の減額訂正も必要となる旨記載されており、当委員会が計算しても申立人の妻の標準報酬月額の減額訂正のみでは滞納額に満たないことが確認できることから、当該担当職員は、申立人に対し手紙の内容のとおり説明していたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る平成12年12月18日付けの処理に関しても、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険料の滞納処理について、申立人の妻の標準報酬月額の減額訂正のみでは滞納額に満たないことを認識していた可能性が高く、代表取締役として申立人自身及びその妻の標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月から 12 年 10 月まで

私は、申立期間において、A社の従業員として勤務していた。平成 12 年 12 月ごろ社会保険料の滞納について、社会保険事務所（当時）へ同社の代表取締役であった夫と相談に行ったところ、夫の標準報酬月額の記録は一切訂正せず、私の標準報酬月額を減額訂正することによって滞納額に充当することができる旨説明を受け、違法行為ではないことを確認の上、これを了承した。

しかし、平成 20 年 12 月に社会保険事務所から訪問があり、夫の標準報酬月額も減額されていることが判明した。夫の標準報酬月額の減額には了承しておらず、納得ができないので、調査の上、私の標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 6 年 10 月から 12 年 10 月までの期間は 15 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所ではなくなった日（平成 12 年 11 月 12 日）から約 1 か月後の同年 12 月 18 日付けで、申立期間について、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A社における厚生年金保険の被保険者は、申立期間当時、申立人と同社の代表取締役である申立人の夫の二人だけであったことが確認でき、申立人は、同社が厚生年金保険料を滞納し、申立人の夫と共に社会保険事務所に相談していたことを認めている。

また、申立人は、「社会保険事務所から、自分自身の標準報酬月額をさかのぼって訂正し、差額分の保険料を滞納額に充当することで、夫の標準報酬月額

を訂正することなく、滞納額がなくなるとの説明を受け、これに同意した。」旨主張しているところ、申立人より提出された社会保険事務所の担当職員から申立人に宛てた手紙を見ると、A社が滞納していた社会保険料は142万7,496円であり、申立人の標準報酬月額を減額訂正するだけでは充当し切れないため、申立人の夫の標準報酬月額の減額訂正も必要となる旨記載されており、当委員会が計算しても申立人の標準報酬月額の減額訂正のみでは滞納額に満たないことが確認できることから、当該担当職員は、申立人に対し手紙の内容のとおり説明していたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る平成12年12月18日付けの処理に関しても、社会保険事務所が、代表取締役の妻であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険料の滞納処理について、申立人自身の標準報酬月額の減額訂正のみでは滞納額に満たないことを認識していた可能性が高く、実質的な共同経営者として申立人自身及び代表取締役であった申立人の夫の標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月1日から31年1月21日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店で勤務していた昭和28年8月1日から31年1月21日までの期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和31年3月7日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した17名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め13名に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失後3か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給された旨記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 11 月 12 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 11 月 12 日まで勤務したA社の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。
申立期間前のB社C工場、同社D工場及びE社に勤務していた期間については、自分で手続をして脱退手当金を受給したが、A社に勤務した期間については、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前に勤務していたB社C工場、同社D工場及びE社に係る厚生年金保険被保険者期間（70 か月）については、自分で手続をして脱退手当金を受給したが、A社に係る厚生年金保険被保険者期間（15 か月）の脱退手当金は請求も受給もしていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間と申立人が脱退手当金を受給したとする上記3回の厚生年金保険被保険者期間を合算した85か月を基礎として計算された脱退手当金が昭和41年4月7日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と脱退手当金を受給したとする被保険者期間は同一番号で管理されている。また、申立期間前のE社の厚生年金保険被保険者資格の喪失から申立期間の被保険者資格の取得までは短期間であり、同社退職当時、脱退手当金を受給する意思があったとは考え難いなど、申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、

同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給対象期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見受けられ、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで B 業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所において、B 業務従事者として勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主は、「申立期間に係る資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については確認できない。ただし、当社は、かつて B 業務従事者など置いたことはない。」旨陳述している。

そこで、申立事業所に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険被保険者記録の有る同僚 20 人に照会したところ、いずれの者も申立人に係る記憶は無いとしており、このうち 19 人の同僚は、「従業員の大半を女性が占める申立事業所において、少数しかいなかった男性従業員の中に申立人がいたとは記憶していない。」旨を陳述し、また、複数の同僚は、「申立事業所に B 業務従事者などはおらず、事業主も工場長も自分で B 業務をしていた。」としている。

なお、申立人が B 業務の空き時間に行ったとする C 製品関連の業務に係る事情についても併せて照会を行ったが、複数の同僚は、「当該業務は女性従業員しか行っておらず、男性である申立人が行っていたとは考え難い。」と陳述している。

さらに、上記被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に遡^{そきゅう}及訂正等の不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 60 年 9 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた報酬月額より低額で記録されていることが分かった。経理担当者であった私は、申立期間の標準報酬月額については、管轄社会保険事務所の総合調査で受けた指摘に基づき、報酬月額に見合う標準報酬月額に記録訂正がなされたと記憶しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた報酬月額より低額で記録されていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、申立人提出の給与支払明細表を見ると、申立期間に係る報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額となっていることが確認できるものの、当該明細表で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立人は、管轄社会保険事務所の総合調査により、自身の標準報酬月額については、申立期間を含めて訂正されたはずである旨を主張しているところ

ろ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の昭和60年10月から61年6月までの標準報酬月額が18万円から24万円に訂正されていることが確認できるものの、同社会保険事務所が保管する適用事業所調査台帳によると、A社に対する総合調査は同年6月24日に行われ、その調査対象期間は昭和60年度の定時決定に係る昭和60年10月以降の期間を対象としており、それより前の申立期間については調査対象とされていない。

また、当該総合調査の結果、被保険者一人の標準報酬月額相違が認められ、保険料が追徴されているが、その額は、申立人の昭和60年10月から61年6月までの期間の保険料差額分と一致している。

さらに、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理責任者は既に死亡していることから、申立期間における保険料控除及び総合調査結果に基づく措置状況等について確認できない。

加えて、申立期間において厚生年金保険被保険者記録のある同僚20人のうち、連絡先の判明した16人に照会し、11人から回答を得たものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除及び当該総合調査について記憶している者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から31年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A組織(現在は、B組織)に臨時職員として勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同組織に昭和27年4月1日に入所し、31年3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管のC組織長発行の在職証明書及び辞令から、申立人がA組織に昭和27年4月25日から31年3月31日までの期間において在職していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A組織が厚生年金保険の適用事業所となったのは、B組織と名称変更された後の昭和44年6月23日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、B組織及びE組織は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除については不明であるとしている。

さらに、申立人が同僚として名前(名字)を挙げている複数の同僚については、氏名を特定することができず、連絡先も不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

そこで、申立期間当時、C組織内部部局において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる部局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

また、申立人は、「F組織」において、厚生年金保険に加入していた可能性が有ると陳述しているところ、申立期間において、同組織及び類似名称の適用

事業所は見当たらない。

さらに、共済組合に加入していた可能性について、D共済組合に照会を行ったところ、申立期間当時、臨時職員は加入させておらず、申立人の記録も無い旨の回答が得られた。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 24 日から 60 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い旨の回答であった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社で勤務していたとすると、社員バッジを所持していることから、期間までは特定できないものの、同社に係る業務に従事していたことが推認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月 20 日から同年 10 月 17 日までの期間は基本手当を受給していることが確認できる。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が同職種であったとして名字を挙げた同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録は無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る同僚 6 人を抽出し、連絡先の判明した 5 人に照会した結果、1 人から回答を得られたところ、当該同僚は、「申立人に係る記憶は無い。A社は、B業務従事者を厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無

い。

このほか、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 40 年 12 月から 42 年 11 月まで A 社に B 職として継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、41 年 12 月 1 日から 42 年 8 月 21 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社での申立期間当時の同僚二人の名前を挙げているものの、当該同僚の名字しか記憶しておらず、当該同僚の所在は不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における同社在籍及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 76 人のうち、所在が確認できた 9 人に照会したものの、その全員が「申立人のことは知らない。」旨陳述している上、同社は、「申立期間当時の資料等が残存しないため、申立人の申立期間における当社在籍、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、A 社での申立人の雇用保険加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる上、同僚の一人は、「当時の A 社では、厚生年金保険及び雇用保険の手続を同時に行っていた。」旨陳述している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の同社での昭和 41 年 12 月 1 日の被保険者資格の喪失手続に係る進達処理が同年 12 月 4 日に行われていること、及び 42 年 8 月 21 日の被保険者資格の再取得手続

に係る進達処理が同年9月7日に行われていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 21 日から 56 年 3 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社に勤務していた昭和 55 年 8 月 21 日から 56 年 3 月 20 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている
しかし、申立期間の給料支払明細書を見ると、保険料として毎月一定の額が控除されており、この保険料には厚生年金保険料が含まれていると考えるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書及び雇用保険加入記録から、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、平成 10 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、オンライン記録から確認でき、同社は申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、申立人が申立期間における給与事務担当者として名前を挙げた同僚は、「私は、昭和 51 年又は 52 年ごろから平成 17 年 8 月まで A 社に経理事務担当の正職員として勤務しており、同社が 10 年 3 月 1 日に適用事業所となった際の諸手続については、私が社会保険事務所で行った。」旨陳述しており、当該同僚は、A 社が適用事業所となった同年 3 月 1 日と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、A 社で経理事務を担当していた上記同僚は、「A 社が適用事業所となるまでの期間において、同社の職員は、B 国民健康保険組合及び雇用保険のみに加入していた。また、同健康保険組合の保険料は、同社と職員とが折半して負担していた。」旨陳述しているところ、申立人の給料支払明細書で確認で

きる雇用保険料以外の保険料控除額は、同社が加入していたB国民健康保険組合の保険料額の半額に相当する額であることが、同健康保険組合の提出資料から確認できる。加えて、申立人が申立期間にA社で一緒に勤務した同僚として名前を挙げた者の一人も、「A社ではB国民健康保険組合と雇用保険のみに加入しており、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」旨回答している。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録から、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 4 日から平成 11 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低額となっている。
申立期間の一部について、A社からの給与振込額が確認できる普通預金元帳を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した申立期間のうち、平成8年6月から11年6月までの期間に係る普通預金元帳から、当該期間におけるA社からの給料振込額は、一部期間を除き、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、当該元帳の記載内容からは給与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない上、申立人は申立期間に係る給与明細書等を保管していないため、申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録から、申立期間に同社での厚生年金保険被保険資格を取得していることが確認できる複数の同僚が所持している給与明

細書に記載された厚生年金保険料の控除額は、当該各同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額を基に算出した厚生年金保険料と同額又は下回る額となっていることが確認できることから、同社は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づき算出した厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたことがうかがえる。

さらに、A社の経理担当者は、「申立期間当時の賃金台帳等は残存しないが、社会保険事務所から通知された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を従業員の給与から控除している。」旨回答している。

加えて、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額や訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。